

平成29年度大阪地方最低賃金審議会

第321回総会 会議次第

平成29年7月11日(火) 午後2時00分
(大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室)

1 開 会

2 議 事

- (1) 本年度の審議の進め方について
- (2) 大阪府最低賃金の改正決定について (諮問)
- (3) 特定最低賃金の改正決定等について (諮問)
- (4) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第321回総会

(平成29年度 第2回総会)

資 料 目 次

| | | |
|--------|---|-----|
| 資料 1 | 大阪地方最低賃金審議会委員名簿 (第45期) | 1 |
| 資料 2 | 大阪地方最低賃金審議会運営規程 | 3 |
| 資料 3 | 最低賃金専門部会の審議に関する了解事項 (案) | 5 |
| 資料 4 | 特定最低賃金の審議に関する申し合せ事項 (案) | 7 |
| 資料 5 | 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況 | 9 |
| 資料 6 | 平成29年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ (案) | 1.1 |
| 資料 7 | 平成29年度最低賃金審議会審議日程 (案) | 1.3 |
| 資料 8 | 平成29年度地域別最低賃金額改正決定の目安について (諮問文・写し) | 1.5 |
| 資料 9 | 働き方改革実行計画 (平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) <関係部分抜粋> | 1.7 |
| 資料 10 | 経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定) <関係部分抜粋> | 2.1 |
| 資料 11 | 未来投資戦略2017 (平成29年6月9日閣議決定) <関係部分抜粋> | 2.5 |
| 資料 12 | 団体からの最低賃金改正等に係る要請等 | |
| (12-1) | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 | 2.9 |
| (12-2) | UAゼンセン大阪府支部 | 3.1 |



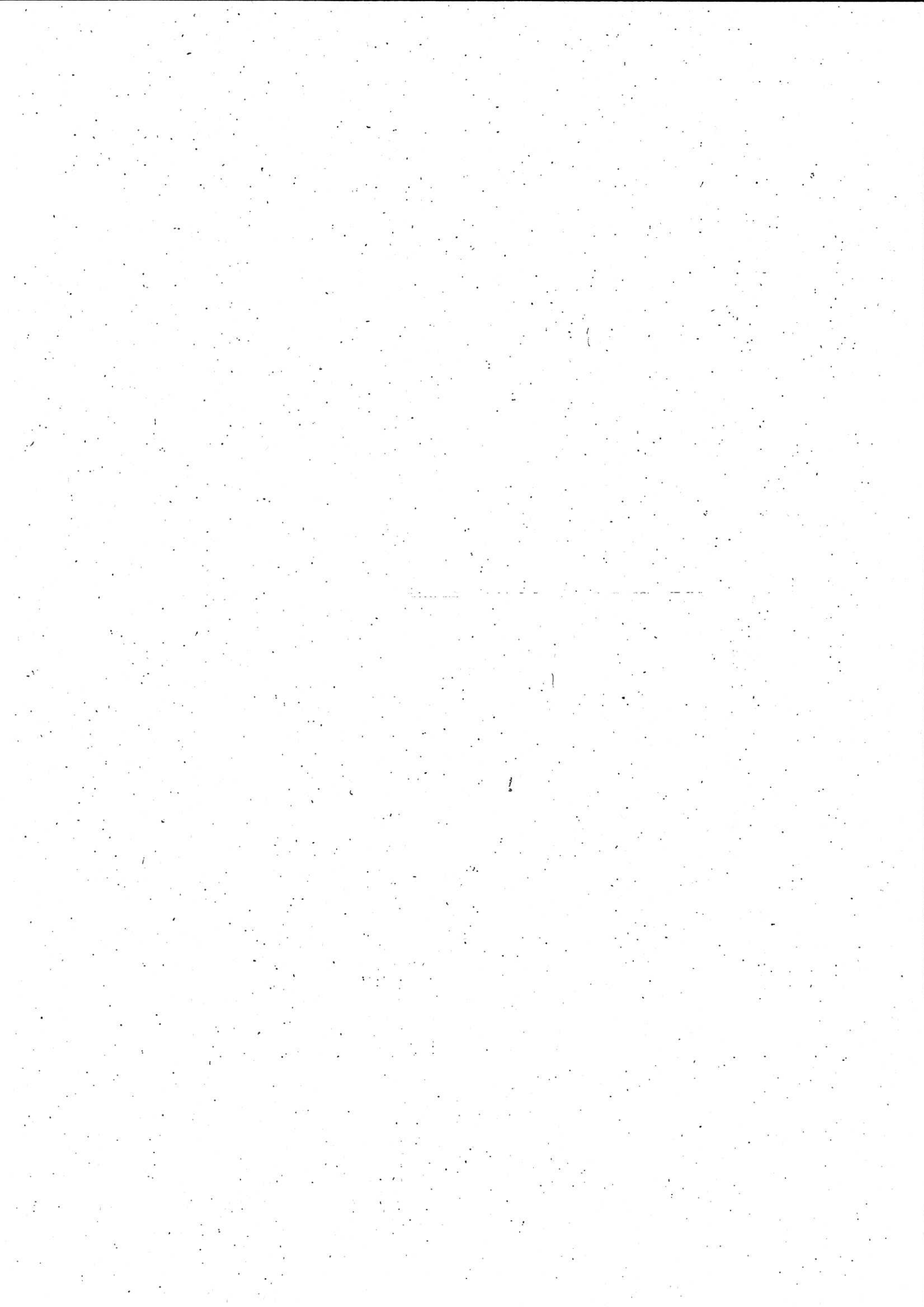
(資料 1)

大阪地方最低賃金審議会委員名簿 (第45期)

平成29年5月1日任命

| | 氏名 | 現職 | 備考 |
|-------|-------|---|----|
| 公益委員 | 飯島 敬子 | 弁護士 | |
| | 表田 充生 | 神戸学院大学法学部 教授 | |
| | 立見 淳哉 | 大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授 | |
| | 服部 良子 | 大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授 | |
| | 深井 麗雄 | 関西大学 非常勤講師 (元毎日新聞社 編集局長) | |
| | 水島 郁子 | 大阪大学大学院高等司法研究科 教授 | |
| 労働者委員 | 井尻 雅之 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 副事務局長 | |
| | 太田 淳 | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 大阪地方協議会 事務局長 | |
| | 上山 智美 | ヤマト運輸労働組合西大阪支部 支部副執行委員長 | |
| | 北畑 仁史 | UAゼンセン大阪府支部 次長 | |
| | 中井 寛哉 | JAM大阪 書記長 | |
| | 福西 香織 | イオンリテールワーカーズユニオン 中央執行 近畿・北陸グループ 事務局長 | |
| 使用者委員 | 中野 光男 | 富士精版印刷株式会社 専務取締役 | |
| | 西田 正治 | 大阪府中小企業団体中央会 専務理事 | |
| | 平岡 潤二 | 公益社団法人関西経済連合会 労働政策部 次長 | |
| | 古谷 裕子 | 北港運輸株式会社 代表取締役上席執行役員 | |
| | 吉田 博子 | 有限会社ウサギヤ・アンド・サンズ 取締役社長 | |
| | 吉田 豊 | 大阪商工会議所 理事・総務広報部長 | |

(50音順)



大阪地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 大阪地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、大阪労働局長、6人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、大阪労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、大阪労働局長に通知するものとする。

(小委員会等の設置)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人(労使1人ずつ)が署名するものとする。

2 議事録及び議事要旨並びに会議の資料は、原則として公開とする。ただし、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、非公開とすることができる。

3 前2項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見等の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書等を大阪労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年4月27日から施行する。

改正 この規程は、平成14年4月24日から施行する。

平成29年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項(案)

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会(以下「地賃部会」という。)において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令(昭和34年政令163号)(以下「令」という。)第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会(以下「特賃部会」という。)は、特定最低賃金(以下「特賃」という。)の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配慮し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

平成29年6月16日

特定最低賃金の審議に関する申し合せ事項 (案)

大阪地方最低賃金審議会運営小委員会は、特定最低賃金における審議
に関し、下記のとおり申し合せをする。

記

特定最低賃金に係る発効日については、平成29年11月30日を発
効日とすることを目標とすることを確認する。



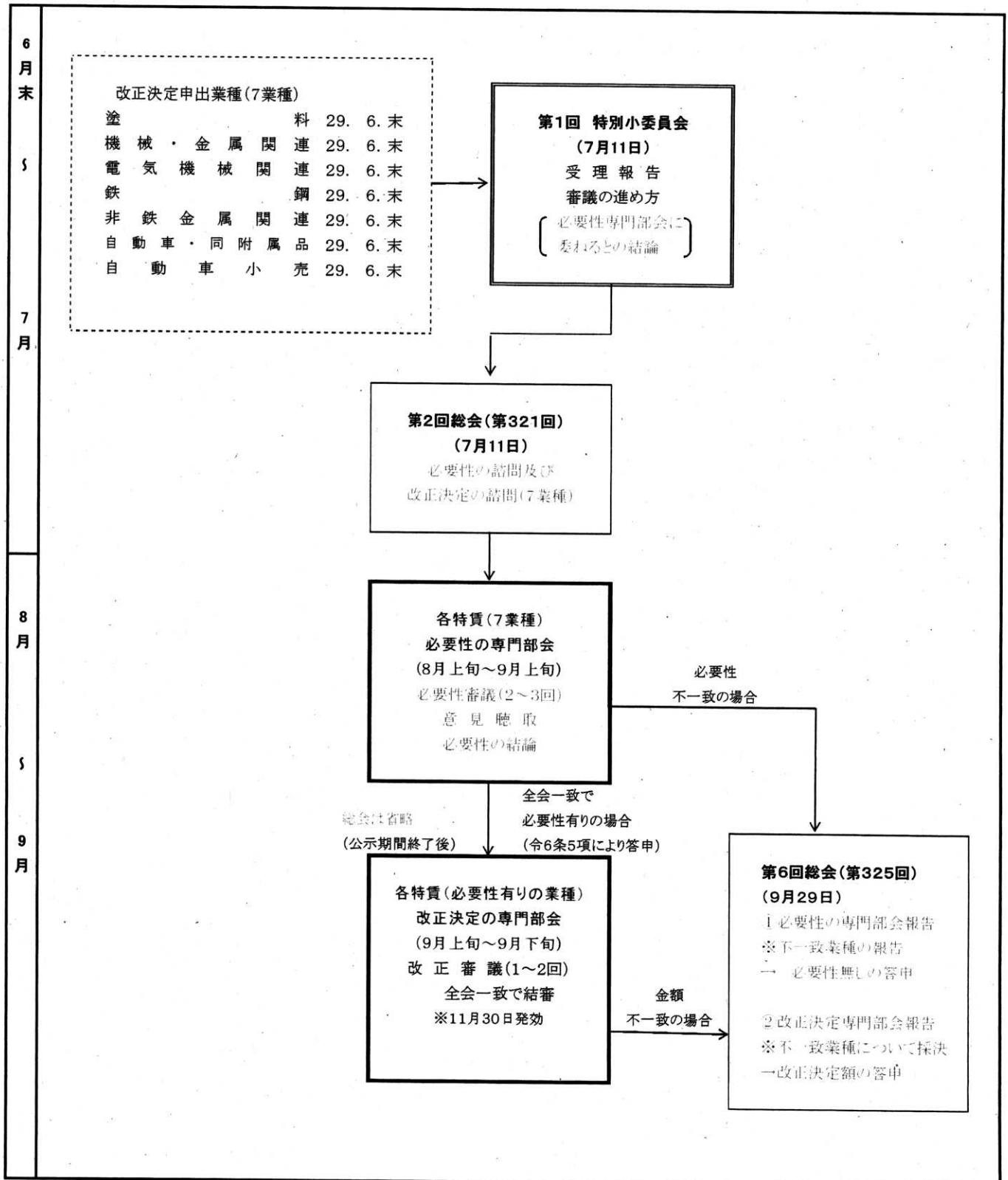
平成29年度特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る申出状況

平成29年7月6日現在

| 最低賃金の件名及び産業分類 | 意向改正年月日 | 申出者 | 労働者数 | 合意労働者数 (割合) | 備考 |
|--|--------------------------|---|--------|-------------------|---------|
| 大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | 日本化学工ネルギー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会 議長 安藤 貴之 | 1,924 | 1,101 (57.2%) | 労働協約ケース |
| 大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | 基幹労連大阪府本部 委員長 今宮 正信 JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 | 19,346 | 6,887 (35.6%) | 労働協約ケース |
| 大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 今宮 正信 | 64,591 | 25,724 (39.8%) | 労働協約ケース |
| 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | JAM 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 上辻 文仁 | 13,136 | 8,634 (65.7%) | 公正競争ケース |
| 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | 電機連合大阪地方協議会 議長 山本 一志 | 52,728 | 36,751 (69.7%) | 労働協約ケース |
| 大阪府非鉄金属・合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282) | 平成29年3月3日 平成29年7月6日 | 全電線・住友電工労働組合大阪支部 執行委員長 中野 陽平 了ル三閩連労協 西崎 久恭 議長 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁 | 6,367 | 4,228 (66.4%) | 公正競争ケース |
| 大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591 (15914を除く), L7282) | 平成29年2月28日 平成29年6月30日 | 自動車総連大阪地方協議会 議長 上辻 文仁 | 24,022 | 10,113 (42.1%) | 労働協約ケース |

※ 労働者数は、「平成26年経済センサス」、「平成26年工業統計調査」及び「平成26年商業統計調査」から算出する。

平成29年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)
(必要性専門部会のみ)



平成29年度最低賃金審議会審議日程(案)

| 月 | 総 会 | 専門部会等 | 専門部会委員 推薦公示 | 意見聴取公示 | 異議申出公示 |
|-----|---|--|--|--|---|
| 5月 | | | | | |
| 6月 | <p>6月16日(金)午前10時 第1回総会(第320回) ・会長、会長代理の選出について ・小委員会等の設置について</p> | <p>6月16日(金)第1回総会終了後 第1回運営小委員会 ・審議会の進め方について</p> | | | |
| 7月 | <p>7月11日(火)午後2時 第2回総会(第321回) ・地域別最賃改定の諮問 ・特賃の改正必要性及び改正決定の諮問</p> | <p>7月11日(火)午後1時15分 第1回特別小委員会 ・特賃の改正決定の申出状況 ・審議の進め方 〔必要性専門部会に委ねるとの結論〕</p> | <p>7月11日(火) 7月19日(水) ↓ (地域・特賃)</p> | <p>7月11日(火) ~7月26日(水) ↓ (地域)</p> | |
| 7月 | | <p>26日(水) 7月25日(火)午前10時 第1回地域専門部会 ・部会長等の選出 ・審議の進め方</p> | | | |
| 7月 | <p>7月28日(金)午前10時 第3回総会(第322回) ・中賃の目安を伝達 ・意見の陳述(地賃)</p> | <p>7月下旬~8月4日【期限】 第2回~第5回地域専門部会 ・目安を踏まえた審議 ・具体的な額の審議</p> | | | |
| 8月 | <p>8月4日(金)午後3時 (8月4日(金))【期限】 第4回総会(第323回) ・地域専門部会結果報告 ・地域別最賃改正決定答申</p> | <p>8月中旬~9月上旬頃 各特賃の必要性専門部会 第1回~結審(全会一致) 〔地賃を超える業種 2回程度〕 〔地賃を下回る業種 3回程度〕 ・特賃の改正決定の必要性の有無の審議 ・全会一致の場合は、必要性の答申</p> | | <p>8月下旬 ~9月中旬 ↓ (特賃・必要性有りとなった業種から順次、公示する。) ※公示日の翌日から起算して15日間</p> | <p>8月4日(金) ~8月21日(月) ↓ (地域)</p> |
| 8月 | <p>8月22日(火)午前【期限】 第5回総会(第324回) ・異議の申出に係る諮問・答申 ※9月30日発効</p> | | | | |
| 9月 | <p>9月29日(金)【期限】 第6回総会(第325回) ・不一致審 ※11月30日発効 ・必要性不一致の場合の報告・答申 ・金額不一致の場合の採決・答申</p> | <p>9月上旬~9月29日【期限】 各特賃の改正決定専門部会 第1回~結審(全会一致) 〔地賃を超える業種 2回程度〕 〔地賃を下回る業種 1回程度〕 改正審議 ※11月30日発効</p> | | | <p>9月29日(金) ~10月16日(月) ↓ (特賃)</p> |
| 10月 | <p>10月18日(水)午前【期限】 第7回総会(第326回) ・異議審 ※11月30日発効</p> | | | | |

赤字の日程は、地域9月30日発効、特賃11月30日発効を遵守するとした場合の期限等

⑤

厚生労働省発基 0627 第5号
平成 29 年 6 月 27 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について、働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に配慮した、貴会の調査審議を求める。

働き方改革実行計画
(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)

<関係部分抜粋>

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

(1) 経済社会の現状

4 年間のアベノミクス(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)は、大きな成果を生み出した。名目 GDP は 47 兆円増加し、9%成長した。長らく言葉すら忘れられていたベースアップが 4 年連続で実現しつつある。有効求人倍率は 25 年ぶりの高い水準となり、史上初めて 47 全ての都道府県で 1 倍を超えた。正規雇用も一昨年増加に転じ、26 か月連続で前年を上回る勢いである。格差を示す指標である相対的貧困率が足元で減少しており、特に調査開始以来一貫して増加していた子供の相対的貧困率は初めて減少に転じた。日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は増加傾向にある。

(中略)

(2) 今後の取組の基本的考え方

日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革である。「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革である。多くの人が、働き方改革を進めていくことは、人々のワーク・ライフ・バランスにとっても、生産性にとっても好ましいと認識しながら、これまでトータルな形で本格的改革に着手することができてこなかった。その変革には、社会を変えるエネルギーが必要である。

安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである。

改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである。多様な働き方が可能な中において、自分の未来を自ら創っていくことができる社会を創る。意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す。

日本の労働制度と働き方には、労働参加、子育てや介護等との両立、転職・再就職、副業・兼業など様々な課題があることに加え、労働生産性の向上を阻む諸問題がある。「正規」、「非正規」という 2 つの働き方の不合理な処遇の差は、正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起

こさせ、頑張ろうという意欲をなくす。これに対し、正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分の能力を評価されていると納得感が生じる。納得感とは労働者が働くモチベーションを誘引するインセンティブとして重要であり、それによって労働生産性が向上していく。また、長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっている。これに対し、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、単位時間（マンアワー）当たりの労働生産性向上につながる。さらに、単線型の日本のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。これに対し、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、労働者が自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計できるようになり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にもつながる。

働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段である。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。個人の所得拡大、企業の生産性と収益力の向上、国の経済成長が同時に達成される。すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。

雇用情勢が好転している今こそ、働き方改革を一気に進める大きなチャンスである。政労使が正に3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要である。多様かつ柔軟な働き方が選択可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。世の中から「非正規」という言葉を一扫していく。そして、長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく。さらに、単線型の日本のキャリアパスを変えていく。

人々が人生を豊かに生きていく。中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。そうなれば、日本の出生率は改善していく。働く人々の視点に立った働き方改革を、着実に進めていく。

(中略)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を

作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に質上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

また、中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

(2) 生産性向上支援など質上げしやすい環境の整備

質上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など質上げの環境整備に取り組む。具体的には、質上げに積極的な事業者を、税額控除の拡充により後押しする。また、生産性向上に資する人事評価制度や賃金制度を整備し、生産性向上と質上げを実現した企業への助成制度を創設する。

さらに、生産性向上に取り組む企業等への支援を充実させるため、雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加するとともに、雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2017
(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第 1 章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題

(1) 我が国経済の現状と一億総活躍社会の実現に向けた政府の取組

4年半のアベノミクスの取組の下、名目GDPは過去最高の水準に達した。企業収益は過去最高の水準となり、国民生活に密接な関係を持つ雇用も大きく改善している。就業者数は185万人増加し、正規雇用者数についても、一昨年、8年ぶりに増加に転じ、昨年と合わせれば非正規を上回り79万人増加した。有効求人倍率は史上初めて47全ての都道府県で1倍を上回り、失業率は2.8%と22年ぶりの低水準となっている。賃金についても、本年の春季労使交渉では、多くの企業で4年連続のペースアップを実施するなど過去3年の賃上げの流れが続いている。雇用・所得環境は大きく改善しており、全国で経済の好循環が着実に回り始めている。先行きについても、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を注視する必要があるものの、緩やかな回復が続くことが期待される。

昨年来、少子高齢化という構造的な問題を克服するため、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。600兆円経済の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロという「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、アベノミクスが生み出した経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、成長し、富を生み出し、それが国民に広く享受される成長と分配の好循環を創り上げていく。地方においても人手不足感が高まる中で、好循環を隔々まで実感できるよう取り組む。

(2) 働き方改革による成長と分配の好循環の実現

このように、雇用・所得環境が改善する一方、日本経済は、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている。こうした課題に対する取組を、構造改革の好機として捉え、人的資本の質を高め、潜在成長力を引き上げていく必要がある。

現在、政府が取り組んでいる働き方改革は、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。正規と非正規の理由なき格差を埋めることで、能力が評価される納得感が生じ、労働生産性が向上する。長時間労働の是正は、女性や高齢者の労働参加率の向上につながると

もに、経営側の工夫を通じ、単位時間当たりの労働生産性向上を実現する。転職が不利にならない柔軟な労働市場の確立は、労働者自らによるキャリア設計を可能とし、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じ生産性向上につながる。

生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る成長と分配の好循環の構築にもつながる。

(3) 人材への投資による生産性の向上

次に鍵となるのが、人材への投資を通じて経済社会の生産性を上げることである。

今後本格化する人口減少・少子高齢化は必ずしもピンチや重荷でなく、イノベーションのチャンスとして捉えるべきである。労働力の減少は、生産性、創造性の向上の機会でもある。Society5.01（超スマート社会）の実現に欠かせない投資が起き、経済社会の生産性向上に向けた好循環が生じることが期待される。

「人材への投資による生産性向上」を改革に向けた取組の中心に据え、我が国に立ちほだかる中長期的課題を克服する。

(4) 地方創生

アベノミクスの成果を全国津々浦々まで浸透させるため、人材への投資等を通じた地域の生産性向上のための取組を推進することにより、地方における平均所得の向上を実現し、将来にわたる成長力を確保する。また、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現に向け全力で取り組む。地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援していく。

(5) 消費と民間投資の喚起

高水準の企業収益や雇用・所得環境が改善する中であって、消費と設備投資には力強さが欠けている。消費の活性化に向け、年収ベースでの賃金引上げの継続等を通じた可処分所得の拡大、先行き不安の解消、資産の有効活用や潜在需要の顕在化に向けた取組を行っていく。また、働き方改革、成長戦略、規制改革等を一層推進するとともに、官民の研究開発投資を拡充し、生涯現役社会、Society5.0 実現に向けた取組を通じて、潜在成長率の引上げを図る。

これらの政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報を積極的かつ効果的に展開する。

(中略)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

「人材への投資による生産性向上」を実現するため、働き方改革を推進するとともに、投資やイノベーションの促進を図る。持続的な経済成長を実現するため、消費の活性化を図る。地方創生、中小企業支援を進め、安全で安心な暮らしと経済社会の基盤を確保する。

具体的には以下の取組を進める。

(中略)

2. 成長戦略の加速等

(中略)

(2) 生産性の向上に向けた施策

① 生産性向上のための国民運動の展開

製造業の「カイゼン活動」などのノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを人手不足に苦しむ全国津々浦々の中小企業・サービス業に展開する国民運動を内閣総理大臣をヘッドに展開する。あわせて、実際に生産性向上に取り組む地域の中小企業、サービス業に対する支援を図る。

サービス業に関わる人材が備えるべきスキルを評価する制度を創設・普及する。

(中略)

3. 消費の活性化

消費の活性化のため、引き続き、賃金の継続的な引上げや賃上げしやすい環境の整備等により、可処分所得を拡大する。少子化、高齢化が進む中で、ライフスタイルや消費構造の変化を捉えて潜在需要を発掘することにより、国民が求める新たな財・サービスを生み出す。また、消費者の安全・安心の確保を図る。

(1) 可処分所得の拡大

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、過去最高の企業収益を継続的に賃金引上げに確実につなげ、賃金引上げが継続するという共通の認識を醸成することにより、消費の拡大を図る。また、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善等も必要である。こうした取組を通じて、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環を更に確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。

「経済・財政再生計画」に基づく改革工程表に掲げる社会保障に係る改革項目を着実に推進することにより、社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制を図るとともに、持続可能性についての先行き不安を解消する。

(中略)

第4章 当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。

先行きについては、こうした雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

政府は、「未来への投資を実現する経済対策」及びそれを具体化する平成28年度第2次補正予算、平成29年度予算により、一億総活躍社会に向けた取組を進めてきた。

今後、人材への投資による生産性向上とその成果の国民への還元を中心に据える。また、Society5.0の実現に向けた研究開発投資の促進、継続的な賃金の引上げ、長時間労働是正に伴う所定外賃金の減少分を原資とした処遇改善、年率3%で引き上げて1000円を目指す最低賃金等による可処分所得の拡大、非正規の処遇改善のための同一労働同一賃金の導入などの働き方改革、保育や介護の環境整備、貧しい家庭に生まれたとしても、あるいは貧しくても高等教育を受けられることができる制度といった政策・取組を進めていく。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(以下、略)

(資 料 11)

未来投資 戦略 2017
(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

〈関係部分抜粋〉

第 1 ポイント

基本的考え方

(成長戦略は、今どこにいて、何が求められているのか?)

アベノミクスの下で、60 年ぶりの電力ガス小売市場の全面自由化や農協改革、世界に先駆けた再生医療制度の導入、法人実効税率の 20% 台への引下げなど、これまで「できるはずがない」と思われてきた改革を実現してきた。

政権交代以降、労働市場では就業者数は 185 万人近く増加し、20 年来最高の雇用状況を生み出した。企業は史上最高水準の経常利益を達成するとともに、設備投資はリーマンショック前の水準に回復し、倒産は 90 年以來の低水準となっている。

経済の好循環は着実に拡大している。

しかし、民間の動きはいまだ力強さを欠いている。これは、

① 供給面では、長期にわたる生産性の伸び悩み、

② 需要面では、新たな需要創出の欠如

に起因している。先進国に共通する「長期停滞」である。

この長期停滞を打破し、中長期的な成長を実現していく鍵は、近年急激に起きている第 4 次産業革命 (IoT、ビッグデータ、人工知能 (AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等) のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を実現することにある。

(中略)

第 2 具体的施策

(中略)

II Society5.0 に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

(中略)

3. 人材の育成・活用力の強化

(中略)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

(中略)

② 賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

(中略)

III 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(中略)

i) 中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

・製造業の「カイゼン活動」等のノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを全国の中小企業・小規模事業者・サービス業に展開する国民運動を、本年5月に官民で発足した「生産性向上国民運動推進協議会」の活動により推進する。

・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導やIoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業・小規模事業者にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。

・中小企業・小規模事業者の「スマート化」を共通のプラットフォームを構築しながら推進するため、ITクラウドサービス等の導入による多数の中小企業・小規模事業者の付加価値向上・業務効率化に向け、ITクラウドサービス

等による生産性向上の効果やセキュリティ対策等の「見える化」、サービス間の連携、企業間取引 (EDI)、業務プロセス改善 (BPR) の促進等を通じた更なる普及策について、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関や事業分野別経営力向上推進機関等との連携も視野に入れて検討し、本年中に結論を得る。

- ・中小企業等経営強化法による業種別アプローチの効果を最大限に引き出すよう、関係省庁が中小企業庁と連携し、業種毎の実効性を高めるため、業種の特성에応じた生産性向上の指針の策定や業種ごとに牽けん引する事業者団体との連携・推進体制づくりを計画的に行う。実施状況のフォローアップを踏まえて、同法に基づく基本方針や、生産性の低い分野における事業分野別指針の策定等、制度上の措置を講じる。サービス産業も含め、中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」による生産性向上を後押しし、来年にリーマンショック前を超える設備投資 14 兆円を目指す。
- ・中小企業・小規模事業者の技術開発からその事業展開における第4次産業革命への対応に向け、中小ものづくり高度化法の指針などを含め技術開発の枠組みについて、IoT や AI 等の技術革新を一層取り込み付加価値向上を進めるための見直しを本年度中に行う。
- ・サービス産業の高付加価値化に向け、サービス業に関わる人材が備えるべきスキルを「おもてなしスキルスタンダード(仮称)」として本年中に策定する。2020 年までに 30 万社への普及を目指す「おもてなし規格認証」と併せて普及を行い、2020 年頃を目途に 3 万人の取得を目指す。また、優れたサービスに適正な対価が支払われず、事業者の生産性向上を強く制約している商慣行等の是正に必要な対応策を検討し、本年度中に結論を得る。
- ・昨年 12 月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(自動車・電機電子・トラック・建設など 8 業種)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請Gメンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。また、自主行動計画策定業種における中小企業等経営強化法に基づく事業分野別経営力向上推進機関の認定を拡大する。

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

(中略)

- ・商工会・商工会議所等の中小企業団体・よろず支援拠点・経営革新等支援機関・中小企業再生支援協議会・事業引継ぎ支援センター等について、全国・地方双方のレベルで連携を強化し、優良事例の共有を図る。よろず支援拠点の実

績向上のための行動指針や評価手法の策定等を行い、本年度より新たな仕組みを導入する。最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の課題解決能力を向上させ、効果的な支援を実施する。中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の数は2万6千まで拡大してきたところ、各機関の具体的な経営支援内容を事業者目線で「見える化」とするとともに、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を本年内に具体化し実行する。

(以下、略)

大阪地方最低賃金審議会会長 様



団体名：日本労働組合総連合会大阪府連合会

代表者名： 会長 田崎 弦一

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保されるよう諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件の向上に資するものとする。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で「改正の必要性審議」を行うこと。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理 由〕

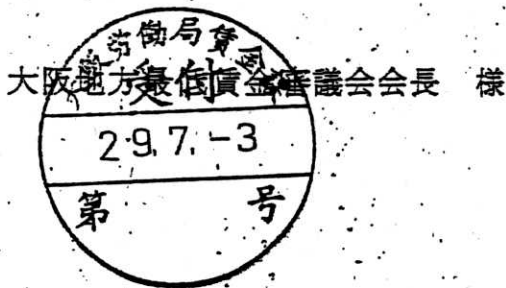
関西・大阪の経済は、緩やかに回復している。中小企業の業況も一部の業種に足踏みがみられるものの持ち直しの動きを示し、雇用情勢は着実に改善している。完全失業率（平成28年10-12月）は3.5%（前年比-0.1P）、有効求人倍率（平成29年2月）は1.45倍（前年比-0.1P）、正社員有効求人倍率も1.05倍と（前年比+0.11P）と安定した労働市場となっている。しかし、就業者の動向は5.6万人が増加したものの、雇用形態別でみると非正規労働者比率は、40.1%と全国平均を上回り、不本意非正規対策が課題である。

また、2016年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、消費者物価指数がマイナスになったことで前年比0.7%増となり、5年ぶりにプラスに転じた。しかし、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケート（2015年）では、非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。現在、働き方改革で「同一労働・同一賃金の実効性確保」や「生産性向上」の実行計画がまとめられ、不合理な処遇格差の是正が求められている。今後、経済の自律的成長に向けては、日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、消費性向の高い低所得者層の処遇改善をはかることが、景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。今春闘では4年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げをはかるとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで処遇格差を是正すべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求めらる。



団体名：U A社（株）大阪府支部

代表者名：支部長 松本 昌三

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保されるよう諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件の向上に資するものとする。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で「改正の必要性審議」を行うこと。
5. 大阪府最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

関西・大阪の経済は、緩やかに回復している。中小企業の業況も一部の業種に足踏みが見られるものの持ち直しの動きを示し、雇用情勢は着実に改善している。完全失業率（平成28年10-12月）は3.5%（前年比-0.1P）、有効求人倍率（平成29年2月）は1.45倍（前年比-0.1P）、正社員有効求人倍率も1.05倍と（前年比+0.11P）と安定した労働市場となっている。しかし、就業者の動向は5.6万人が増加したものの、雇用形態別で見ると非正規労働者比率は、40.1%と全国平均を上回り、不本意非正規対策が課題である。

また、2016年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、消費者物価指数がマイナスになったことで前年比0.7%増となり、5年ぶりにプラスに転じた。しかし、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケート（2015年）では、非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。現在、働き方改革で「同一労働・同一賃金の実効性確保」や「生産性向上」の実行計画がまとめられ、不合理な処遇格差の是正が求められている。今後、経済の自律的成長に向けては、日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、消費性向の高い低所得者層の処遇改善をはかることが、景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは³¹

社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。今春闘では4年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げをはかるとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで処遇格差を是正すべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

私たちUAゼンセン大阪府支部は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以 上



大労発基 0711 第 1 号
平成 29 年 7 月 11 日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服 部 良 子 殿

大 阪 労 働 局 長
田 畑 一 雄

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。



大労発基 0711 第 2 号
平成 29 年 7 月 11 日

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子 殿

大阪労働局長
田 畑 一 雄

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金